

府子本第689号
元文科初第1118号
子発1126第2号
令和元年11月27日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く各国立大学法人の長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等という。以下同じ。）の確認及び施設等利用費の支給が適正かつ円滑に行われるよう、市町村が法に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して行う指導監査について、下記のとおり基本的な考え方をまとめ、あわせて別添1「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」及び別添2「特定子ども・子育て支援施設等監査指針」を作成しましたので、各都道府県におかれては、内容について十分御了知の上、指定都市及び中核市を除く管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知をお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、引き続き、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づき、幼稚園、特別支援学校及び認可外保育施設等といった子ども・子育て支援施設等への指導監督や立ち入り調査等を行うことから、市町村における特定子ども・子育て支援施設等への指導監査の円滑かつ効果的な実施を支

援していただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査における都道府県と市町村の役割について

(1) 都道府県の役割

幼児教育・保育の無償化の実施以前から、子ども・子育て支援施設等は、施設の設置や事業の開始にあたり、学校教育法や児童福祉法等に基づき、都道府県に認可や認定の申請又は届出を行うこととなっている。

そのため、都道府県は、認可、認定又は届出を受理した施設・事業に対して、学校教育法や児童福祉法をはじめ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙。以下「指導監督基準」という。）等に基づき、基準の遵守等の観点から指導監督、立ち入り調査、報告徴収、検査等を行っており、幼児教育・保育の無償化実施後もその役割は同様である。

(2) 市町村の役割

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援施設等がその対象施設となるためには、市町村に対して法第30条の11に基づく確認の申請を行い、確認を受ける必要がある。

一方で、市町村は、必要があると認めるときは、特定子ども・子育て支援施設等に対して、法第30条の3において準用する法第14条第1項に基づき調査・指導等を行い、法第58条の8第1項に基づき監査を行うことができる。

また、市町村は、特定子ども・子育て支援提供者が法に定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合等は、当該基準を遵守することを勧告・命令等ができることとされている（法第58条の9第1項第1号、同項第2号、同条第5項）。

なお、法に定める基準には、法第58条の4第1項と第2項に定める基準がある。

法第58条の4第1項に定める基準は、特定子ども・子育て支援施設等の設置に関する基準である。基本的には、認定こども園、特定教育・保育施設（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。）ではない幼稚園、特別支援学校、一時預かり事業については、学校教育法に基づく設置基準、あるいは児童福祉法等に基づく基準が適用される（法第58条の4第1項第1号、第2号、第3号及び第6号）。他方で、事業法上に基準が規定されていない、認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業については、内閣府令で定める基準が適用される（法第

58条の4第1項第4号、第5号、第7号及び第8号、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条から第1条の4まで）。

ただし、当該内閣府令で定める基準は、認可外保育施設については現在の指導監督基準と同様の内容を、預かり保育事業については一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業については子ども・子育て支援交付金対象事業において求める基準と同様の内容となっている。

法第58条の4第2項に定める基準は、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準であるが、これは今般の幼児教育・保育の無償化に際して、特定子ども・子育て支援施設等が適切な特定子ども・子育て支援を提供するために定められた基準であり、具体的には特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）の第53条から第61条までに新たに定められたものである。

2. 都道府県と市町村の連携について

1. に述べたとおり、都道府県及び市町村は、それぞれの役割において特定子ども・子育て支援施設等に対する指導等を実施する必要がある。

指導等にあたっては、同一の特定子ども・子育て支援提供者に対して、複数の法令や基準等の内容が密接に関連することが見込まれることから、都道府県及び市町村は相互に連携して対応する等、効率的・効果的に実施するよう努められたい。

また、特定子ども・子育て支援施設等における適切な特定子ども・子育て支援の提供のためには、これら施設等における安全確保が必要不可欠である。このため都道府県が行う指導監督や立ち入り調査等は、今後も大変重要なものであるが、市町村が指導等において、都道府県よりも先に重大事故の発生又は子どもの生命・心身への重大な被害が生じる恐れがある状態を発見した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努められたい。

3. 市町村が行う特定子ども・子育て支援施設等への指導監査について

(1) 市町村の指導について

市町村は、別添1「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」を参考に、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため指導を実施すること。

指導にあたっては、特定子ども・子育て支援施設等に対する指導の年間計画や実施スケジュールを策定し、効率的・効果的な実施に努めるとともに、指導の結果を通知する手段、時期、指摘事項への改善指導及び改善結果の確認方法を明確化し、公表すべき事項を含め、これを着実に実施すること。

(2) 市町村の監査について

監査は、次の①から④までに該当する情報があり、特に必要があると認める場合に、別添2「特定子ども・子育て支援施設等監査指針」を参考に実施すること。

また、監査を実施する目的は、市町村長が事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることであること。

- ① 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
 - ② 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
 - ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
 - ④ 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合
- ※ 「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」の「7 監査への変更」に基づき、指導から監査に移行した場合も含む。

(別添1)

特定子ども・子育て支援施設等指導指針

1 目的

この指針は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）が、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）から特定子ども・子育て支援（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を受けたときに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）に対して行う施設等利用費の支給に関して、市町村が法第30条の3において準用する法第14条第1項に基づいて行う調査・指導等における基本的事項を定めることにより、特定子ども・子育て支援施設等に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までを遵守させ、市町村における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

2 指導方針等

(1) 指導方針

市町村は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため指導を実施すること。

(2) 計画的な指導の実施

特定子ども・子育て支援施設等に対する指導の年間計画や実施スケジュールを策定し、効率的・効果的な実施に努めるとともに、指導の結果を通知する手段、時期、指摘事項への改善指導及び改善結果の確認方法を明確化し、公表すべき事項を含め、これを着実に実施すること。

3 指導等の形態

指導等は、次の形態を基本としつつ、各市町村の実情に応じて実施すること。

(1) 集団指導

運営基準等の遵守に関して、特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）を一定の場所に集めて講習等の方法により実施すること。

(2) 実地指導

特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行う。その結果により必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行うこと。

4 指導対象の選定

(1) 集団指導

- ① 法第 58 条の 11 第 1 項の規定に基づく法第 30 条の 11 第 1 項の確認の公示後、概ね 1 年以内に実施すること。
- ② 制度改正や、過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定し実施すること。

(2) 実地指導

- ① 全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的かつ計画的に行うこと。
対象施設等の選定は、集団指導の実施状況や、都道府県等が行う指導監督や立ち入り調査等に関する事務の状況、市町村の実施体制等を勘案し都道府県と協議すること。
- ② 運営基準等の遵守状況や、前年度の実地指導の結果から文書による指摘事項への改善を求めたが未実施であること等により、指導等が必要と認められる施設等を対象とすること。
- ③ その他、特に市町村が実地指導の必要があると認める施設等を対象とすること。

5 指導等の方法等

(1) 集団指導

① 実施通知

対象施設等を決定し、当該特定子ども・子育て支援提供者に集団指導の日時、場所及び指導内容等を第 1 号様式にて通知すること。

② 実施方法

特定子ども・子育て支援施設等の運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を講習等の方式で行うこと。欠席した特定子ども・子育て支援施設提供者には、当日使用した書類の送付や必要な情報提供に努め、直近の機会に改めて集団指導の対象にする等の対応をとること。

(2) 実地指導等

① 実施通知

対象施設等を決定し、当該施設等の設置者に集団指導の日時、場所及び指導内容等を第 2 号様式にて通知すること。

② 実地指導の方法

実地指導は、主に次のア～エについて約半日程度を目途に実施するものとし、実地

指導の終了時に、実施場所において、特定子ども・子育て支援施設等の代表者や面談に対応した担当者等に対して実地指導結果の講評を行うこと。

ア 書類の確認

- i) 特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録した書類（運営基準第54条関係）
- ii) 施設等利用給付認定保護者との間に締結した契約書（利用料が明記されたもの・運営基準第55条関係）
- iii) 施設等利用給付認定保護者に対して発行した領収証の控え等利用料と特定費用の金額がわかる書類（運営基準第56条第1項及び同条第2項関係）
- iv) 施設等が小学校、他の特定子ども・子育て支援施設等その他の機関に対して施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供することを認定保護者との間で合意した文書（運営基準第60条第3項関係）
- v) 職員、設備及び会計に関する諸記録（運営基準第61条第1項関係）

※市町村が確認する具体的な諸記録は、市町村が必要に応じて定めるものであるが、以下に適切な「特定子ども・子育て支援」を提供するために必要と思われるものを参考に例示する。各市町村におかれては、特定子ども・子育て支援施設等の種類や規模等に応じて、適切な「特定子ども・子育て支援」の確認に必要な書類や文書等を検討されたい。

【職員に関する記録の例】

- ・ 労働契約における契約書・その他適正な賃金や労働条件を明示した書類や文書等
- ・ 各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準どおり（または適正に）配置されていることがわかる書類
- ・ 正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等
- ・ 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）への加入を証する書類
- ・ 安全衛生管理体制がわかる書類
- ・ 職員の健康診断の実施状況が分かる書類

【設備に関する記録の例】

- ・ 施設・設備が、法令その他各自治体が認める設置基準に従って整備されていることがわかる書類
- ・ 施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類
- ・ 防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されているかがわかる書類

【会計に関する記録の例】

- ・ 適正な会計処理のため必要な事項について経理規程を定めているか。

- ・ 各会計年度に作成すべき計算書類（収支計算書、損益計算書、貸借対照表等）
 - ・ 施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿
- イ 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないことに関する措置の確認（運営基準第59条関係）
- ウ 施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密の管理・保管に関する措置の確認（運営基準第60条第1項及び同条第2項関係）
- エ 上記アの i）に係る記録の過去5年間分の保管状況の確認（運営基準第61条第2項関係）

③ 結果通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、後日、代表者に対して第3号様式により指導内容の通知を行うこと。また、改善を要すると認められる事項が無い場合は、第4号様式により通知を行うこと。

④ 改善報告書の提出

第3号様式により通知した文書指摘事項については、第5号様式により、通知から60日以内に改善報告を求めること。

6 実施体制

- ① 実地指導は、幼児教育・保育の無償化及び会計に係る知識と経験を有する者を含めること。
- ② 実施指導の対象件数と実施スケジュールに応じて、同時に複数箇所への実施が必要な場合が生じることに留意すること。
- ③ 実地指導に十分な体制が確保できない場合は、限られた体制においても全ての実地指導ができるよう、事前に提出を受ける書類を庁内で十分に検査するために人員と期間を用意する等の対応をとること。
- ④ 実地指導は、都道府県の指導監督や立入調査等と合同で実施するように努めること。
- ⑤ 新制度移行済み幼稚園及び認定こども園が実施する預かり保育事業に対する実地指導は、幼稚園及び認定こども園に対する施設型給付費の支給に係る実地指導の際に行うなど、効率的に実施すること。

7 監査への変更

実地指導中に、次の①から④までに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに確認監査を行うことができる。

- ① 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合

- ② 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- ④ 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第 58 条の 9 第 1 項各号及び第 58 条の 10 第 1 項各号に該当することが疑われる場合

8 都道府県への情報提供

市町村は、上記 7 に該当する状況を確認した場合は、都道府県に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果及び改善報告の内容について情報提供を行うこと。

また、実地指導中に、特定子ども・子育て支援施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると認められる状況を確認した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努めること。

第1号様式

年 月 日

様

〇〇長 印

特定子ども・子育て支援施設等確認指導（集団指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり確認指導（集団指導）を実施しますので通知します。

確認指導（集団指導）当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 日 時
- 3 場 所
- 4 内 容

第2号様式

年 月 日

様

〇〇長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり確認指導（実地指導）を実施しますので通知します。

確認指導（実地指導）に際しては、事前に提出していただく資料、指導当日に準備していただく書類がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、指導当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 実施日時
- 3 実施場所
- 4 指導職員の氏名
- 5 事前に提出する資料及び提出期限
- 6 当日に準備すべき書類

第3号様式

年 月 日

様

〇〇長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により実施した確認指導（実地指導）の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり通知します。

1 当該確認指導について

実施年月日	
対象施設等	

2 確認指導（実地指導）の結果について

結果の区分	該当の有無	説明
文書 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(該当の有無が有の場合) 別紙1のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に第5号様式にて報告してください。
口頭 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(該当の有無が有の場合) 別紙1のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。

別紙1

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）指摘事項等

対象施設等	
確認指導実施日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

第4号様式

年 月 日

様

〇〇長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により実施した確認指導の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1 当該確認指導について

実施年月日	
対象施設等	

第5号様式

年 月 日

〇〇長

所在地

法人名

代表者 職・氏名

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導指摘事項等に関する報告書について（提出）

年 月 日付で通知のありました改善報告を要する指摘事項等については、別紙1「特定子ども・子育て支援施設等への確認指導指摘事項等改善報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

別紙1

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導指摘事項等改善報告書

対象施設等	
確認指導結果通知日	

改善報告を要する事項	改善した内容

(別添2)

特定子ども・子育て支援施設等監査指針

1 目的

この指針は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）が、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）から特定子ども・子育て支援（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を受けたときに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）に対して行う施設等利用費の支給に関して、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が法第58条の8第1項に基づいて行う監査における基本的事項を定めることにより、特定子ども・子育て支援施設等に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までを遵守させ、市町村における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

2 監査の実施・目的

(1) 監査は、次の①から④までに該当する情報があり、特に必要があると認める場合に実施すること。また、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行うことが適切な場合があることに留意すること。

- ① 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- ④ 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

※「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」の「7 監査への変更」に基づき、指導から監査に移行した場合も含む。

(2) 監査を実施する目的は、市町村長が事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることであること。

3 監査の方法等

(1) 実施通知

監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備す

べき書類等を第1号様式により設置者等に対して通知すること。ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合はこの限りではない。

(2) 結果通知

監査の結果、法第58条の9第1項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合及び施設等利用費等の返還を要すると認められる場合は、第2号様式によりその旨の通知を行うこと。

なお、改善を要すると認められる事項が無い場合は、第3号様式により通知を行うこと。

(3) 改善報告書の提出

第2号様式により通知した文書指摘事項については、通知から60日以内に第4号様式により改善報告を求めること。

(4) 行政上の措置

① 勧告

市町村長は、法第58条の9第1項に基づき、次のアからウまでに該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。

ア. 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

※市町村長は、幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）が設置基準及び一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、都道府県知事に通知しなければならない（法第58条の9第2項及び同条第3項）。

イ. 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

ウ. 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

勧告は、原則として第5号様式により行い、特定子ども・子育て支援提供者に勧告から60日以内に第4号様式により改善報告書を提出させること。

なお、当該特定子ども・子育て支援提供者が期限内にこれに従わなかったときは、

市町村長は、法第 58 条の 9 第 4 項に基づき、その旨を公表することができる。

② 命令

市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第 58 条の 9 第 5 項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令は、原則として第 6 号様式により行い、特定子ども・子育て支援提供者に命令から 60 日以内に第 4 号様式により改善報告書を提出させること。

なお、市町村長が命令を行ったときは、法第 58 条の 9 第 6 項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った都道府県知事等に通知しなければならない。

③ 確認の取消し等

市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等が法第 58 条の 10 第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。

また、市町村長が確認の取消し等をしたときは、法第 58 条の 11 第 3 項の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示しなければならない。

(5) 聴聞等

監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第 2 項各号に該当する場合を除く。）。

4 他の市町村との情報共有

① 監査の実施の要請

確認権限のない市町村が当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、「2 監査の実施・目的」の（1）に列挙する情報を取得し、違反疑義等の確認について特に必要があると考えられるときは、確認権限のある市町村に当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。

② 他の市町村への情報提供

確認権限のある市町村が、上記①の要請を受けて、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査を実施する場合は、監査結果や改善報告書等について、要請を行った市町

村のほか、当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者への施設等利用費を支給している市町村にも情報提供を行うこと。

5 都道府県への情報提供

市町村は都道府県に対して、監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行うこと。

第1号様式

年 月 日

様

〇〇長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により、次のとおり確認監査を実施しますので通知します。

確認監査当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 実施日時
- 3 実施場所
- 4 実施目的
- 5 指導監査職員の氏名
- 6 その他連絡事項

第2号様式

年 月 日

様

〇〇長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり通知します。

1 当該確認指導・監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 確認監査の結果について

結果の区分	該当の有無	説明
文書 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(該当の有無が有の場合) 別紙1のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に第4号様式にて報告してください。
口頭 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(該当の有無が有の場合) 別紙1のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

別紙1

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等

対象施設等	
確認監査実施日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

第3号様式

年 月 日

様

〇〇長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

第4号様式

年 月 日

〇〇長

所在地

法人名

代表者 職・氏名

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等に関する報告書について（提出）

年 月 日付で通知のありました改善報告を要する指摘事項等については、別紙1「特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等改善報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

別紙1

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等改善報告書

対象施設等	
確認監査結果通知日	

改善報告を要する事項	改善した内容

第5号様式

年 月 日

様

〇〇長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（勧告）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を勧告します。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に、第4号様式にて報告してください。

なお、勧告に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第58条の9第4項、同条第5項並びに法第58条の10第1項の規定により、その旨の公表、改善命令及び確認の取消しを行う場合があります。

1 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 改善勧告の内容について

改善を要する事項	根拠法令

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第6号様式

年 月 日

様

〇〇長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（命令）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を命じます。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に、第4号様式にて報告してください。

なお、命令に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第58条の10第1項の規定により、確認の取消しを行う場合があります。

1 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 改善命令の内容について

改善を要する事項	根拠法令

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。